

欠席届に関する運用変更のお知らせ

令和5年5月8日から、特別な事由による欠席（公欠）の取扱いが変わります。
発熱・風邪症状だけでは、特別な事由による欠席（公欠）になりません。

創造工学部・工学部・工学研究科博士前期課程・創発科学研究科（工学系領域）開講科目で使用している欠席申請システムも、欠席申請が認められる理由が変更されます。変更点は下表にて確認してください。

令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症に関連する理由で欠席申請ができるのは、「**2. 学校保健安全法施行規則第18条に定められた感染症に罹患した場合又は感染しているおそれがある場合**」に**限定**されます。

なお、特別な事由による欠席の申請には、原則として証拠書類の提出が必須ですが、「**新型コロナウイルス感染症に感染した場合の欠席申請**」には**証拠書類の提出は不要**です。

（インフルエンザ等の、学校保健安全法施行規則第18条にある新型コロナウイルス感染症をのぞく他の感染症に感染した場合には医療機関発行の診断書が必要です。）

欠席申請が認められる理由（～R5.5.7）	欠席申請が認められる理由（R5.5.8～）
1. 天災その他の非常災害により、通学不能となる場合	1. 天災その他の非常災害により、通学不能となる場合
2. 学校保健安全法施行規則第18条に規定する感染症に罹患した場合または感染しているおそれがある場合	2. 学校保健安全法施行規則第18条に規定する感染症に罹患した場合または感染しているおそれがある場合
3. 配偶者及び三親等内の親族の死亡による忌引の場合	3. 配偶者及び三親等内の親族の死亡による忌引の場合
4. 裁判員・裁判員候補者として任務を果たす場合	4. 裁判員・裁判員候補者として任務を果たす場合
5. 負傷又は疾病のため	5. 負傷又は疾病のため
6. 就職試験の受験のため	6. 就職試験の受験のため
7. 国際大会、全国大会、四国大会及び上位の大会参加のため (本大会に出場登録されている場合のみを対象とし、地区大会、予選は認めない)	7. 国際大会、全国大会、四国大会及び上位の大会参加のため (本大会に出場登録されている場合のみを対象とし、地区大会、予選は認めない)
8. その他、創造工学部長が相当と認める事由のため（ コロナ感染疑いの場合 ）	
9. その他、創造工学部長が相当と認める事由のため（ コロナ感染疑いでない「その他」 ）	8. その他、創造工学部長が相当と認める事由のため

特別な事由による欠席に該当する事由
特別な事由による欠席に該当しない事由（通常の欠席届）
その他（欠席理由によってどちらの欠席に該当するか判断されます。）